世田谷区ファミリー・サポート・センター事業の実施について

(付議の要旨)

子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴い、区がこれまで実施しているサービスだけでは幅広い年齢の多様できめ細やかな子育て支援のニーズに応えることは困難なため、国の実施基準に基づき地域住民が主体的にサービスの担い手となる、ファミリー・サポート・センター事業を区で実施する。

1 主旨

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)の本格実施に向け、区では国の方針に基づく需要量調査を実施し、事業計画(案)を取りまとめた。この中で、就学前児童及び就学後児童の一時預かりの需要に対する供給量の確保が課題となっている。また、保育施設の送迎など既存事業では困難な、きめ細かいニーズへの対応も課題となっている。

これまで区では、多様な子育て支援のニーズに対応するため様々な事業を実施してきたが、既存事業だけでは上記のとおり需要に対する供給量の確保が困難なため、新制度の下で、地域住民の相互援助活動を活用し、幅広い年齢の多様な子育て支援のニーズに応えるため「ファミリー・サポート・センター事業」を区で実施する。

2 ファミリー・サポート・センター事業実施概要

(1)目的

援助を受けたい者(利用会員)と援助をしたい者(援助会員)との相互援助活動の調整等を行い、地域における育児に関する相互援助を推進し、多様なニーズへの対応を図る。

(2)事業の位置づけ

新制度において「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」の一つに位置づけられ、市区町村が子ども・子育て支援事業計画に基づいて、事業を実施することができる国の給付対象事業である。区は、本事業を子ども計画(第2期)に位置づけ実施する。

(3)事業概要

対象者

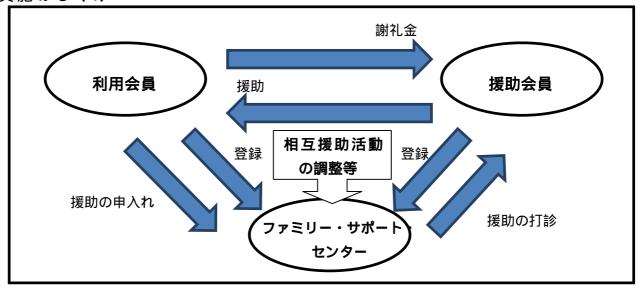
利用会員 区内在住で、生後43日~小学6年生までの子どもの保護者援助会員 区内在住で、18歳以上(高校生不可)の心身ともに健康で必要な研修を修了した者

主な事業内容

- ア) 利用会員、援助会員の募集及び登録
- イ) 相互援助活動の調整(事故時の連絡調整を含む)
- ウ) 相互援助活動の巡回支援

- エ) 利用会員、援助会員に対する講習会の開催や会員相互の情報交換 等を行う交流会の開催など
- オ) ファミリー・サポート・センターに関する広報

実施のしくみ



相互援助活動

利用会員と援助会員の相互で合意のうえ援助活動を決定し、これを行う。 《主な相互援助活動内容》

- ア) 保育施設までの送迎
- イ) 保育施設開始前や終了後の預かり
- ウ) 放課後児童クラブ終了後の預かり
- エ) 学校の放課後の預かり
- オ) 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり

預かりの場所

- ア) 利用会員宅もしくは援助会員宅
- イ) 児童館、おでかけひろば等の既存施設

謝礼金

単価 1時間800円

利用時間に応じて、利用者が直接援助者に支払う。

利用活動時間

午前7時~午後9時まで

利用活動日

土日祝日、年末年始を含む通年

利用日、活動時間等の条件(宿泊を除く)については、会員間の合意による。

3 事業の実施方法

- (1)運営事業者 世田谷区社会福祉協議会
- (2)運営方法 委託
- (3)選定理由

本事業は、地域住民相互の援助活動であり、利用会員だけでなく援助会

員においても地域人材を活用する必要がある。

このことについて、国のファミリー・サポート・センター事業が開始される前から、ふれあい子育て支援事業として類似事業を実施し、本事業に必要な仕組みや地域資源(25年度4,093人)を有していることから、世田谷区社会福祉協議会を運営事業者とする。

(4)相互援助活動に対する重点取組み

安全対策の整備

- ア)援助会員に対する研修の実施(24時間以上の研修)
- イ)巡回支援の実施
- ウ)万一重大事故が発生した場合の連絡・調整の仕組みの構築 相互援助活動の調整等体制の整備
- ア)援助会員の発掘等確保策の企画及び実施
- イ) 会員同士の顔の見える交流会等の実施
- ウ) 子育て支援活動団体やほっとステイ事業等との連携
- 4 事業開始日

平成27年7月 利用申し込み開始予定

- 5 概算経費 44,517千円 補助金等により21,640千円の歳入予定
- 6 今後のスケジュール(予定)

平成27年 2月4日 福祉保健常任委員会報告

4月 世田谷区ファミリー・サポート・センター設置

7月 利用申し込み開始